

## 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊関東補給処用賀支処  
会計課長 今西耕平

以下のとおり随意契約を前提として見積を依頼する。(オープンカウンター方式)

### 1 オープンカウンター方式による随意契約に付する事項

#### (1) 件名等

件名	規格	履行期間 (期限)	履行場所(納地)
陸上自衛隊用賀駐屯 地で使用するガス	仕様書のとおり	8.4.1～ 9.3.31	陸上自衛隊 用賀屯地

#### (2) 適用条項

基本契約条項:「物品売買契約条項」

特約条項: 「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「単価契約に関する特約条項」

### 2 競争参加資格

- (1) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業の登録をうけている者であること。
- (2) 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- (3) 見積書の提出をもって上記適用条項の内容について誓約したものと見なす。

### 3 契約条項を示す場所

(1) 陸上自衛隊用賀駐屯地 会計課事務室

(2) 用賀支処会計課ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/koukoku.op.html>

### 4 注意事項

- (1) 説明会は実施しない。
- (2) 参加希望者は、令和8年2月24日(火)1700までに参加の意思表示をすること。(FAXまたはメール)
- (3) 本方式は随意契約を前提として見積依頼(オープンカウンター方式)であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

## 5 見積書提出

### (1) 期限

令和8年2月25日(水)10:00までに見積書の提出すること。

### (2) 提出方法

用賀支処会計課のメールアドレスへ見積書等のデータを送信するか、見積書を期日までに郵送する。  
この際、電話による到達確認は見積業者の責任で行う。

### (3) 場所

陸上自衛隊用賀駐屯地 会計課事務室

## 6 見積金額

見積書には消費税相当額を含まない金額を記載する。

## 7 落札決定方法

### (1) 予定総価(単価×予定数量)をもって落札を決定する。

見積金額は、各社において設定する使用ガス量に対する単価及び基本料金を記載すること。

(小数点第2位までとする。)

年間の予定ガス料金(整数)で判定するので、予定総価を上記の単価と併せて記載すること。

### (2) 落札決定にあたっては、見積書に記載された金額(予定総価)に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札金額とする。 参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額より消費税相当額を抜いた金額を見積書に記載すること。

### (3) 見積価格の算定にあたり、原料費調整による調整額及び早収・遅収料金は考慮しない。

### (4) 代金支払いに伴う振込手数料がある場合には、請負側の負担とする。

### (5) 予定価格の制限の範囲以内で最低見積価格をもって見積した者を落札者とする。

### (6) 落札者となるべき同価の者が2社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 見積書の無効

### (1) 第2項に示す資格のない者が行った見積

### (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

### (3) 見積書に記載された見積金額、見積者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合(見積者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)

### (4) 電報、電話による見積

### (5) 見積書到着期限に未着なもの。

### (6) その他参加資格に関する条件に違反した場合

## 9 保証金

### (1) 契約保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### (2) 遅延賠償

遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

## 10 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。ただし、契約担当官が認める場合において、落札金額が250万円未満の場合は契約書に換え、請書を提出することができる。また落札金額が100万円未満の場合には、請書の作成を省略することができる。

## 11 その他

- (1) 代金の支払いに際し、契約業者は毎月利用分を翌月上旬までに請求書を発行し、提出すること。  
細部は、官側との調整による。
- (2) 参加者は、「駐屯地用標準契約書」および「入札及び契約心得」(用賀支処会計課ウェブサイト([https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku\\_top.html](https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html)))を熟知の上、参加すること。
- (3) 見積者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を見積書に記載すること。
- (4) 契約及び仕様書に関する質問・確認事項は令和8年2月24日(火)17時までとする。

## 12 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約に関する事項

〒158-0098

東京都世田谷区上用賀1-20-21

関東補給処用賀支処総務部会計課契約班 担当 上原

TEL 03-3429-5241(内線371)

- (2) 仕様書に関する事項

〒158-0098

東京都世田谷区上用賀1-20-21

関東補給処用賀支処総務部管理課営繕班 担当 小山

TEL 03-3429-5241(内線323)